

令和元年10月1日から 幼児教育の無償化がスタートします

無償化の対象となるには、認定申請書の提出が必要です。在籍園から配布される認定申請書に必要事項を記入し、園へご提出ください。

【全世帯対象】

保育料 月額上限 2万8,500円まで

幼稚園の利用者(満3～5歳児)を対象に、所得に関わらず、納入した保育料の範囲内で月額28,500円を上限に支給します。また、年収270万円以下相当の世帯、多子世帯、ひとり親世帯等については、最大月額38,900円を上限に補助します。(償還払い方式)

教材費、施設維持費、冷暖房費などの費用は、これまでと同様に保護者負担となります。

【保育の必要性が認定された世帯対象】

預かり保育利用料 月額上限 1万1,300円まで

幼稚園の利用者(満3～5歳児)で「保育の必要性の認定」(月48時間以上の就労等)を受けた園児世帯を対象に、保育料の補助に加え、預かり保育利用料を新たに支給します。補助額は利用実績に応じて、月額11,300円(平成28年4月2日以降に生まれた園児(満3歳児)は、住民税非課税世帯の場合のみ対象で月額16,300円)までの範囲となります。(償還払い方式)

在籍園で預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が教育時間を含めて8時間未満または年間開所日数が200日未満)場合は、認可外保育施設等の利用も補助の対象となります。

預かり保育以外に補助制度の対象となる施設・サービス

認可外保育施設、認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等

【年収360万円未満相当の世帯対象】

副食費 月額上限 4,500円まで

幼稚園で給食を実施している場合に、年収360万円未満相当世帯、および全ての世帯の第3子以降の在園児(小学3年生までが算定対象)に対して、月額4,500円を上限として副食材料費(主食以外のおかず・おやつ等)を補助します。(償還払い方式)

【問い合わせ先】 無償化コールセンター : 03 - 6734 - 6582

開設期間: 8月1日～9月13日(午前8時30分～午後5時15分
土・日曜、祝・休日を除く)